

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」新旧対照表(抜粋)

改正後

改正前

(指針のうち、乳がん検診と子宮がん検診についてのみ掲載) (カラーのゴシック体の部分が変更された部分)

改正後

改正前

改正後

改正前

第1 目的

がんは、わが国における総死亡の約3割を占めており、全がん死亡率は現在も増加傾向にある。一方、予防に関する知識の普及や早期発見を通じて、がん予防が期待されるものも少なくないことから、がん予防重点健康教育及びがん検診を実施し、がん死亡を減少させることを目標とする。

第1 目的

がんは、わが国における総死亡の約3割を占めており、全がん死亡率は現在も増加傾向にある。一方、予防に関する知識の普及や早期発見を通じて、がん予防が期待されるものも少なくないことから、がん予防重点健康教育及びがん検診を実施し、がん死亡を減少させることを目標とする。

第2 がん予防重点健康教育

1 重点課題

がん予防重点健康教育の課題は、次のとおりとする。

- (1) 子宮がん(子宮頸部がん及び子宮体部がんをいふ。以下同じ。)予防健康教育
- (2) 肺がん予防健康教育
- (3) 乳がん予防健康教育
- (4) 大腸がん予防健康教育

2 教育内容

がん予防重点健康教育は、概ね次に掲げる事項に関して行うものとする。

- (1) 子宮がんに関する正しい知識及び活発な性活動と子宮頸部がんの関係の理解等について
- (2) 肺がんに関する正しい知識及び喫煙と肺がんとの関係の理解等について
- (3) 乳がんに関する正しい知識及び乳がんの自己検診の方法等について
- (4) 大腸がんに関する正しい知識及び食生活等と大腸がんとの関係の理解等について

- 3 その他の事項については、「保健事業実施要領の全部改正について」(平成12年3月31日老健第334号厚生省老人保健福祉局長通知)の別添「保健事業実施要領」の第3健康教育等に準ずるものとする。
- 4 その他の留意事項

- (1) 子宮がん予防健康教育を行う場合にあっては、子宮頸部がんの多くに性感染症であるヒトパピローマウイルスが関与していることを踏

第1 目的

子宮がんは早期治療を行えばほとんど治癒することから、早期発見は重要である。子宮がん検診は、子宮頸部及び体部に発生するがんを早期に見るために行う。

第2 がん予防重点健康教育

1 重点課題

がん予防重点健康教育の課題は、次のとおりとする。

- (1) 肺がん予防健康教育
- (2) 乳がん予防健康教育
- (3) 大腸がん予防健康教育

2 教育内容

がん予防重点健康教育は、概ね次に掲げる事項に関して行うものとする。

- (1) 肺がんに関する正しい知識及び喫煙と肺がんとの関係の理解等について
- (2) 乳がんに関する正しい知識及び乳がんの自己検診の方法等について
- (3) 大腸がんに関する正しい知識及び食生活等と大腸がんとの関係の理解等について

- 3 その他の事項については、「保健事業実施要領の全部改正について」(平成12年3月31日老健第334号厚生省老人保健福祉局長通知)の別添「保健事業実施要領」の第3健康教育等に準ずるものとする。
- 4 その他の留意事項

- (3) 子宮頸部及び子宮体部の細胞診の実施
 - ア 検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は日本臨床細胞学会認定の細胞診指導医及び細胞検査士であることが望ましい。

改正後

改正前

ア 問診

問診に当たっては、乳がんの家族歴、既往歴、月経及び妊娠等に関する事項、乳房の状態、過去の検診受診状況等を聴取する。

イ 視診

ウ 触診

乳房、乳頭及びリンパ節の触診を行う。

- エ 乳房エックス線検査
- (ア) 別紙に規定する基準に適合した実施機関において、両側乳房について、内外斜位方向撮影を行う。
- (イ) 40歳以上50歳未満の対象者については(ア)における内外斜位方向撮影とともに、頭尾方向撮影も併せて行う。
- (ウ) 乳房エックス線写真の読影は、適切な読影環境の下において、二重読影(うち1名は十分な経験を有する医師であること)により行う。

(3) 結果の通知

検診の結果については、問診、乳房エックス線検査及び視触診の結果を総合的に判断して、精密検査の必要性の有無を決定し、受診者に速やかに通知する。

- (4) 記録の整備
 - 検診の記録は、氏名、年齢、住所、過去の検診受診状況、乳房エックス線検査及び視触診の結果、精密検査の必要性の有無等を記録するものとする。
 - また、受診指導の記録を合わせて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果、治療の状況等を記録するものとする。
- (5) 検診の実施体制
 - 乳がん検診の実施に当たっては、精度管理等の検診の実施体制の整っていることを要件とする。特に、乳房エックス線検査については、適切な方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であることから、市町村は、保健所、地域医師会、受託実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努めるものとする。
 - また、都道府県に設置されている成人病検診管理指導協議会乳がん部会は、検診が適切な方法及び精度管理の下で円滑に実施されるよう、広域的な見地から地域医師会、受託実施機関、精

- (3) 子宮頸部及び子宮体部の細胞診の実施
 - ア 検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は日本臨床細胞学会認定の細胞診指導医及び細胞検査士であることが望ましい。

改正後

改正前

ア 問診

問診に当たっては、乳がんの家族歴、既往歴、月経及び妊娠等に関する事項、乳房の状態、過去の検診受診状況等を聴取する。

イ 視診

ウ 触診

乳房、乳頭及びリンパ節の触診を行う。

- エ 乳房エックス線検査
- (ア) 別紙に規定する基準に適合した実施機関において、両側乳房について、内外斜位方向撮影を行う。
- (イ) 40歳以上50歳未満の対象者については(ア)における内外斜位方向撮影とともに、頭尾方向撮影も併せて行う。
- (ウ) 乳房エックス線写真の読影は、適切な読影環境の下において、二重読影(うち1名は十分な経験を有する医師であること)により行う。

(3) 結果の通知

検診の結果については、問診、視触診及び乳房エックス線検査(ただし当該検査を実施した場合に限る。以下同じ。)の結果を総合的に判断して、精密検査の必要性の有無を決定し、受診者に速やかに通知する。

- (4) 記録の整備
 - 検診の記録は、氏名、年齢、住所、過去の検診受診状況、視触診及び乳房エックス線検査の結果、精密検査の必要性の有無等を記録するものとする。
 - また、受診指導の記録を合わせて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果、治療の状況等を記録するものとする。
- (5) 検診の実施体制
 - 乳がん検診の実施に当たっては、精度管理等の検診の実施体制の整っていることを要件とする。特に、乳房エックス線検査については、適切な方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であることから、市町村は、保健所、地域医師会、受託実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制及び実施可能性を助長した上で、その導入について判断するものとする。
 - また、都道府県に設置されている成人病検診管理指導協議会乳がん部会は、検診が適切な方法及び精度管理の下で円滑に実施されるよう、

- (3) 子宮頸部及び子宮体部の細胞診の実施
 - ア 検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は日本臨床細胞学会認定の細胞診指導医及び細胞検査士であることが望ましい。